

第 10 期分別収集計画

安曇野市

目 次

1	計画策定の意義	2
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	計画の対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市を始めとする6市町村で構成する穂高広域施設組合が保有する最終処分場は無く、立地の目処も立っていないという厳しい状況にある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減と循環型社会を形成していくため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化・リサイクル意識の高揚が図られ、主目標である環境保全・資源循環型社会の形成に寄与するものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政が協働した取り組みによる環境負荷の低減
- (3) 資源化施設の整備と充実
- (4) 容器包装廃棄物の分別収集による資源化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年毎に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,924 t	4,026 t	4,134 t	4,248 t	4,370 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら、容器包装廃棄物の排出抑制を推進していく。

（1）広報・啓発活動

- ①「ごみ・資源収集カレンダー」を作成し、全戸に配布（年1回）
- ②「家庭ごみ・資源物出し方の手引き」を作成し、全戸に配布（概ね3年毎）
- ③市広報（ホームページ含む）への掲載
- ④環境フェア、各種イベント等における、ごみ減量・リサイクルに関する意識の啓発
- ⑤まちづくり出前講座を活用して、小中学校や自治会、各種グループへ職員が講師として出向き、環境に関する知識やごみ減量に関する啓発を行う。

（2）関係会議・研修等の開催

- ①環境審議会（ごみ減量ほか環境全般の審議。団体代表・有識者等15名）

（3）ごみ減量、適正分別の徹底、リサイクルの指導

- ①環境部を各区に設置し、地域におけるリーダー的存在として、市と連携して分別収集のほか環境全般の指導・啓発活動を推進する。

（4）環境フェアの開催

- ①毎年1回開催される「環境フェア」に各種関係団体の参加のもとに、小・中学生や企業の取り組み等の発表・展示、環境にやさしい商品の紹介・販売等の啓発活動を行う。

（5）「一斉清掃の日」の実施

- ①環境美化一斉活動として年2回、市民・事業所が清掃活動を行い、地域の美化と資源の大切さを考える。

（6）ごみ減量化事業補助金制度

- ①生ごみ処理機器等購入費補助金制度（生ごみ処理機器等の設置者に補助金を交付）

（7）住民団体等と連携してごみの減量・リサイクルの取り組みを実施

- ①環境部との連携
- ②環境負荷の低減と市民の環境意識高揚のため、廃食用油を回収・売却し、再資源化を図る。
- ③市民に対し、マイバッグ持参による買い物呼び掛け、容器包装廃棄物の発生を抑制する。
- ④その他関係団体と協働し、リサイクル事業に取り組む。

（8）事業所と連携してのごみ減量・リサイクルへの取り組み

- ①「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」により、事業所等へごみの減量やリサイクルへの積極的な取り組みを要請する。

（9）環境教育の推進

- ①ごみ処理施設・リサイクル施設の見学会の開催（一般市民、学校）
- ②学校へごみの減量等に関するキャッチフレーズの募集を通じて啓発を行う。
- ③穂高クリーンセンターの施設見学に合わせ、市の職員が出向きごみを減らす工夫等について説明を行う。
- ④資源循環型社会の形成に関する環境学習や啓発を実施。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における一般廃棄物処理計画を総合的に勘案し、分別をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度合い、公共施設、収集体制、収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶（飲食用）
主としてアルミ製の容器	
主として 無色のガラス製容器	無色ガラスびん（飲食用・化粧品用）
ガラス製の 茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん（飲食用・化粧品用）
容器 その他色のガラス製容器	その他色ガラスびん（飲食用・化粧品用）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって、紙パック・段ボール以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	32 t		33 t		34 t		35 t		36 t	
主としてアルミ製の容器	39 t		42 t		46 t		50 t		54 t	
無色のガラス製容器	(合計) 185 t		(合計) 190 t		(合計) 196 t		(合計) 202 t		(合計) 208 t	
	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自
	185t	0t	190t	0t	196t	0t	202t	0t	208t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 111 t		(合計) 107 t		(合計) 103 t		(合計) 99 t		(合計) 95 t	
	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自
	111t	0t	107t	0t	103t	0t	99t	0t	95t	0t
その他色のガラス製容器	(合計) 111 t		(合計) 118 t		(合計) 125 t		(合計) 133 t		(合計) 140 t	
	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自
	111t	0t	118t	0t	125t	0t	133t	0t	140t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	158 t		158 t		158 t		158 t		158 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 61 t		(合計) 54 t		(合計) 48 t		(合計) 43 t		(合計) 38 t	
	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自
	61t	0t	54t	0t	48t	0t	43t	0t	38t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 54 t		(合計) 55 t		(合計) 56 t		(合計) 57 t		(合計) 58 t	
	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自	引渡数量	独自
	0t	54t	0t	55t	0t	56t	0t	57t	0t	58t

主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む	(合計) 546 t		(合計) 573 t		(合計) 602 t		(合計) 632 t		(合計) 663 t	
	引渡 量 546t	独自 0t	引渡 量 573t	独自 0t	引渡 量 602t	独自 0t	引渡 量 632t	独自 0t	引渡 量 663t	独自 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

見込み量 = 直近年次(令和2年度)の分別基準適合物等の収集実績 × 令和元年度から令和2年度にかけての変動率

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
主としてアルミ製の容器	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09
無色のガラス製容器	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
茶色のガラス製容器	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
その他色のガラス製容器	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
主として段ボール製の容器	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、容器包装廃棄物10品目の収集体制等については、平成17年10月から下記の表のとおり分別収集を実施している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等
金属	スチール製容器	缶（飲食用）	①委託業者による指定日回収 ②リサイクルセンター受入	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	①委託業者による指定日回収 ②リサイクルセンター受入	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他色のガラス製容器	その他色のびん		
紙	飲料用紙製容器	飲料紙パック	①委託業者による指定日回収 ②リサイクルセンター受入	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による指定日回収 ②リサイクルセンター受入	民間業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市では現在、容器包装廃棄物10品目について、排出段階での分別収集を行っている。

分別基準適合物としての容器包装廃棄物の分別収集に必要な圧縮機や保管施設等については、ごみ処理広域化計画との整合性を考慮しながら、穂高広域施設組合での整備を検討している。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶（飲食用）	ネット容器	4 t パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス容器	無色のびん	プラスチック製コンテナ	4 t パッカー車	民間業者
茶色のガラス容器	茶色のびん			
その他色のガラス容器	その他色のびん			
飲料用紙製容器	飲料紙パック	紐	4 t パッカー車 ・ 4 t 平ボディ車	民間業者
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネット容器	4 t パッカー車	民間業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む	指定袋	4 t パッカー車	民間業者

分別収集に必要な施設計画

施設の種類		対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄
排出容器	箱型プラスチックコンテナ	びん (色別に分別)	材質：樹脂製 容量：大 82 ^{リットル} 小 73 ^{リットル}	市 住民	
	折り畳み式ネット容器	ペットボトル	材質：ポリエチレン 容量：中 560 ^{リットル} 小 250 ^{リットル}	市 住民	
		缶(飲食用)			
	透明ポリエチレン製袋	プラスチック製容器包装 ※白色の発泡スチロール製食品トレイを含む	材質：低密度及び高密度ポリエチレン 容量：大 50 ^{リットル} 中 30 ^{リットル} 小 20 ^{リットル}	住民	
集積場所		全品目	指定集積場所	住民	環境部及び住民による指導点検
			リサイクルセンター	市	既設の3施設
収集車両		全品目	4tパッカー車 ・ 4t平ボディ車	委託業者	
中間処理		ペットボトル その他品目	民間施設	委託業者	
保管施設		全品目	民間施設	委託業者	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を一般廃棄物処理計画、環境基本計画の中に位置付け、市民、事業者、行政が一体となって、総合的にごみ減量・リサイクルを推進する。

(1) ごみ減量・リサイクル推進体制の整備

①資源ごみ分別強化事業

- ・各地区の「環境部」において指導し、住民総参加による容器包装廃棄物を含む資源ごみ分別の徹底を進め、資源化率の向上を図る。
- ・ごみの適正排出・適正分別を進めるため、違反内容を明示した「だめごみシール」を貼付し、集積所への取り残しを実施する。

②市リサイクルセンターでの拠点回収の継続

(2) 住民団体による環境活動への支援

①地区の環境部による組織的な環境活動の支援。

(3) 環境教育の拡充

①穂高クリーンセンター施設見学会において、ごみの減量化についての説明を実施。

②出前講座を活用したごみ減量化の推進及びリサイクルの啓発。

③資源循環型社会の形成に関する環境学習や啓発を実施。

(4) 事業者への取組み

- ①「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」を周知し、ごみの減量やリサイクルへの積極的な取組みを要請。

(5) 実績の確認及び事後評価

- ①毎年度、分別収集計画記載事項に関する実績を記録・確認し、事業の評価・検証を行うと共に、その結果を基に更なる排出抑制の促進と、資源の有効利用を図っていく。